

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成28年12月17日（土）～ 平成29年1月17日（火）

2 意見の件数 36件

3 意見提出者数 7人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	0人	0人	1人	5人	0人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	全般に関する意見	5件
2	市民参加の情報発信に関する意見	17件
3	市民参加に関する職員意識の向上に関する意見	2件
4	市民参加の方法の運用の充実に関する意見	4件
5	パブリックコメント手続の実施方法に関する意見	3件
6	その他の意見	5件
合計		36件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課 協働推進担当
0467-82-1111（内線 2414・15）
e-mail:shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 1 全般に関する意見

(意見1) 3

市民参加条例の検証と自治基本条例（アクションプラン）検証は裏表一体なものと思う。担当課が違うのはどうしてか。またどう整合性を図るのか。十分整合性をもって進めてもらいたい。

(意見2) 1-3

自治基本条例アクションプランと市民参加条例の検証を十分整合性をもって進めてもらいたい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という。）は、茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を包括的に定めており、市民参加をはじめとした各条文の規定に関する事務を分掌する各課が中心となって取り組みながら、市全体で地方自治の本旨にのっとり自治の推進を図っています。

市民参加については、「市民の権利」及び「市政運営の基本原則」の一つとして自治基本条例第16条の規定の他、必要な事項を別に条例で定めることとしていることから、平成26年4月に茅ヶ崎市市民参加条例（以下、「市民参加条例」という。）を施行し、きめ細かく取り組みを推進しています。

市民参加条例は、4年を超えない期間ごとに施行状況を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこととしており、今回、条例施行後3年を経過する時点で検証を実施するにあたっては、自治基本条例と実施時期を揃え、市民アンケートや学識経験者へのヒアリングを合同で実施してきました。

引き続き、密接な関係にある自治基本条例と市民参加条例の整合性を保ちながら取り組んでまいります。

(意見3) 1-1

市民意見交換会をどう今後に反映するのか。

(市の考え方)

市民参加条例の施行状況の検証にあたっては、「第2章 条例に基づく施行状況の検証」に記載のとおり、様々な市民参加の方法を実施してきた中から、導き出された課題を整理したうえで、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、課題解決に向けた改善施策を体系的に位置づけ、取り組みを推進してまいります。

各改善施策については、市民参加の方法に関する取り組みの実績やアンケート調査の結果を踏まえたうえで、意見交換会などでいただいたご意見を尊重し、反映するため、十分検討したうえで位置付けいたしました。

(意見4) 29

市民参加条例普及のために市民と行政でどう取り組むかについてです。

市民、学識者、行政からなる「市民参加条例検証委員会」を設けることを提案します。この委員会の下に、「条例の普及」や「情報発信の方法」等の2部会を市民と行政でつくり、具体的な検討作業を進めます。検討課題は、普及するための課題や懸案事項等とします。

(市の考え方)

市民参加条例の推進及び検証に関する体制につきましては、現在のところ委員を特定した会議体を組織する予定はありません。

しかしながら、市民の皆さまに身近に関わりが深い本条例の趣旨を踏まえて、より多くの市民の皆さまがご参加いただける方法で、幅広くご意見をいただいたうえで、いただいたご意見を含め、具体的な方法を研究・検討してまいります。

(意見5) 16

私の提案・アンケート・説明会等々も重要な住民参加と位置付けて下さい。

(市の考え方)

本市では、アンケートや説明会等、市民参加条例第8条各号に列記している市民参加の方法に加えて、これまで本市において実施してきたワークショップやわたしの提案など、参加を求める事柄や内容などに合わせた、多様な市民参加の方法を実施しており、多くの市民の皆さまが参加いただける機会の設定に努めています。

■ 2 市民参加の情報発信に関する意見

(意見6) 1

「市民参加」は行政の基本である「市民の市民による市民のための行政」を行うには必要で又重要な事だと思えます。茅ヶ崎市においては「市民参加条例」が平成26年に施行されて2年が過ぎましたが、まだ市民に「市民参加」の必要性・重要性が認識されていない様に思われます。

そのためこれから多くの市民に「市民参加」の必要性・重要性を認識してもらい「市民参加」をしてもらう事が重要だと思えます。市民に「市民参加」してもらうには次の事が考えられると思えます。

①出来るだけ多くの市民に「パブリックコメント」を配布して多くの市民に「パブリックコメント」に応募してもらおう。

②多く市民にその地域に合った「地域コミュニティ」を設立・育成してもらい多く市民に自分に合った「地域コミュニティ」に参加してもらい「地域コミュニティ」を通じて「市民参加」してもらおう。

③多く市民に「市民集会」や行政の行う色々な「イベント」に参加してもらい「市民参加」を推進する。又「政策提案」「私の提案」にも多くの市民に提案してもらおう。

④多くの市民に「市民参加」の必要性・重要性を認識してもらうための「イベント」や講座・講演を実施する。

⑤「市民参加」に対して職員に認識してもらい意識の向上を計るための研修会や色々なイベントを開催する。

(意見7) 9

啓発（PR）なくして参加なし。啓発不足どう考えていますか。広報紙が遅かったり過ぎてしまったりしているのではないのでしょうか。

(意見8) 33

市民の市民参加条例に対する認識度はかなり低いと思います。どのようなことに市民参加できるのかを、知らせることが必要と思います。10代はほとんど知らないようです。

平塚市は、自治基本条例の子供用をすべての小学生に配布していると聞きました。茅ヶ崎市も小学生中学生高校生に、自治基本条例、市民参加条例を配布してはどうでしょうか。このままでは宝の持ちぐせれ状態になってしまいます。市民も行政も苦勞して作ったのですから、全市民に知られるようにしてほしい。

(意見9) 17

市民が市民参加条例を「知っている」は19%。これではあまりにも低すぎます。そこで、市民参加条例の市民への浸透の方法を含め「認知度アップ」を提案します。

市民が「知っている」の目標数値を決めることです。

ここでは、「内容が分かっている」や「参加したことがある」などのことについて問わず、「知っている」がどのくらいにしていくかの目標を明確にしてください。

わたしの提案は、つぎの検証の2020年度（平成32年度）までに50%としたいと考えます。決して高い数字ではありません。市役所全体と市民活動団体等の英知を結集すれば可能と考えます。もし実現しないのなら、目標へのアプローチに積極さがなかったことになると思います。

(市の考え方)

市民参加条例の認知度不足については、冊子24頁に記載のとおり、大きな課題として捉えております。

こうした現状を踏まえ、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、改善施策のはじめに「市民参加の情報発信」を掲げ、取組みの柱の一つとして「市民参加条例の周知啓発」を位置づけました。

市民参加条例の必要性や重要性を市民の皆さまにご理解いただくため、情報発信を強化するとともに、様々な手法を実施し、本条例の限りなく高い認知度の獲得を目標に取り組んでまいります。

(意見10) 2

「市民参加」をする方法としては次の事が考えられると思います。

①「パブリックコメント」への応募②「市民集会」への参加③自治会を中心として「地域コミュニティ」への参加④「政策提案」の提出⑤「私の提案」の提出⑥公開討議会やシンポジウムへの参加⑦「アンケート」の提出⑧ヒアリングへの参加⑨「審議会」の市民委員への参加⑩その他市長等が認める市民討議会への参加

この内①～⑤迄の5項が重要で特に③の自治会を中心としたその地域に合った「地域コミュニティ」を設立・育成して多くの市民が自分に合った「地域コミュニティ」に参加して地域の活性化を図るため「市民参加」をする事が重要だと思います。「地域コミュニティ」は地域の防災・防犯・福祉・環境・子供の教育にとって非常に重要で必要なものだと思います。この度茅ヶ崎市では「地域コミュニティ」が条例化され「まちぢから

協議会」が「審議会」において認定されれば補助金が支給されるようになりましたので「地域コミュニティ」の設立・育成を行う多くの市民の参加を望んでおります。

(市の考え方)

市では、市民の皆さまが身近な地域の地域コミュニティの活動に参加することも、市民参加の方法の一つであると考えています。

そこで、今回の検証結果を踏まえて、まちぢから協議会をはじめとした地域の活動主体の皆さまに市民参加条例の周知啓発などの情報発信を行い、多くの市民の皆さまが地域コミュニティの活動に参加していただけるよう取り組んでまいります。

(意見 11) 23

市内には、多くの市民活動団体や地域活動団体等が日常的に活動をしています。これらの団体は、行政との接点があるケースが多く、この条例の普及のための活動の協力を求めていくことも欠かせません。

(市の考え方)

市民参加条例の普及には、多くの皆さまのご協力が不可欠であると考えています。日頃、地域で公益の増進に取り組む様々な団体に参加し活動する皆さまに、市民参加条例を知っていただくとともに、意識して活動いただくことで、公益活動をより活発化させることが、周知啓発に効果的であると考えています。

公益の増進に取り組む様々な団体には、地区を越えて活動する団体もあることから、いただいたご意見を踏まえ、冊子 29 頁の「改善施策の実施に向けた取組み」の囲みの中、<地域の活動主体に向けた P R の実施>に関する文章の冒頭、「市内各地区において、」を削除します。

修正後	修正前
29 ページ 下部 <地域の活動主体に向けた P R の実施> _____ まちぢから協議会 等で地域の活動に携わる方々に向けて、条例パンフレット等による市民参加の周知啓発を行い、地域活動に市民参加の理念浸透を目指します。	29 ページ 下部 <地域の活動主体に向けた P R の実施> 市内各地区において、まちぢから協議会 等で地域の活動に携わる方々に向けて、条例パンフレット等による市民参加の周知啓発を行い、地域活動に市民参加の理念浸透を目指します。

(意見12) 22

市役所各課等では、市民参加の手法として、意見交換会やパブリックコメント等を実施しています。これまでに市民が積極的に参加したケースを材料に、①市民への周知の方法、②パブリックコメントの提案内容、③パブリックコメントの政策となった課題等から市民が参加した要因を分析し、今後の意見交換会やパブリックコメント等に生かしていったらどうでしょうか。

(市の考え方)

市民参加の推進にあたっては、ご意見のとおり、市民参加が積極的であった案件の要因を分析し、次の市民参加に生かしていくことが、有効な手段であると考えております。

現在、市では、半期ごとに、市民参加条例に基づく市民参加の方法の実施状況等の調査を実施し、現状の把握に努めており、今後、市民の皆さまが参加しやすい環境を分析し、市民参加の方法の実施に生かすとともに、パブリックコメントにより寄せられた意見の反映などを含め、市民参加の方法の適正運用を推進してまいります。

(意見13) 18

市民参加条例が施行されて、多くの市民は、「この条例を見たり、聞いたり」したことがあるのでしょうか。「見たり、聞いたりする機会」が圧倒的に少なかったように思います。情報は少ない。パンフレットはわたしの知る限り「あなたの思いに 追い風が吹く」が1種、部数も多くないようです。さらに、広報ちがさきに掲載された「市民参加」の記事は、まことに少ない現状です。

(意見14) 20

人を動かすには「目と耳から入った情報によって心が動く」と書いた本を読みました。これは公務員の立場でむらおこしを通じて実感したことのようなのです。(ローマ法王に米を食べさせた男、高野誠鮮著 講談社+α新書。この人は石川県羽咋市でむらおこしの取り組む公務員)この人は、地域や行政の取り組みを地元紙はじめ各メディアに丁寧に情報提供し、それが度々紹介されるようになっていきます。

当初、地域の人々は、むらおこしにあまり乗り気でなかったが、外部メディアの紹介によって、徐々に本気になっていったということです。つまり、地域の人々が「むらおこしが満更でない」と感じたのでしょう。

多くの市民が「市民参加条例の情報」に接する機会を、広報ちがさきをはじめパンフレットなど市でできる情報と、新聞などの地元メディアでの掲載による情報をつくりあげることではないでしょうか。

(意見15) 24

自治基本条例アンケート調査では「条例をどのように知ったか」という設問がありました。この結果は、市民参加条例に多いに参加になります。この調査で「知った方法」(195人の複数回答)をあげると、もっとも多かったのが「広報ちがさき」164人(84%)、これに続いて人数はかなり少なくなるが「パンフレット」29人(15%)、「ホームページ」23人(12%)、「知人や家族等」14人(7%)の順でした。

市民参加条例を市民が「知る」ことや「内容が分かる」には「広報ちがさき」や「パンフレット」、「ホームページ」のこれまでの情報提供では、十分でなかったことが、自治基本条例の調査結果から見て、市民参加条例にも同様なことがいえます。

これらの情報提供には、条例の分かりやすい解説等やこれまで「市民参加でどのよう

なことが実現したか」の具体例を盛り込んでつくることです。つまり、広報ちがさきなどそれぞれの特徴を生かして情報提供することです。

(意見16) 31

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証(素案)」のアンケート結果を見ると、市民参加をしなかった理由で、「実施していたことを知らなかった」という項目がとて多く見られます。

課題として、「どのように反映されたかがわからない」という声も多い一方で、実施していたことを知らないのでは、いつまでも参加をする「きっかけ」がないと思います。

私は21歳ですが、同年代の方々が、茅ヶ崎市の市政について考えるきっかけが少ないのは、茅ヶ崎市に住み続けるとするならば、とても悲しいと思います。たとえ回答を必ずしなくてもよいので、茅ヶ崎市はこうやって市民の意見を沢山取り入れようとしているという姿勢が、私たちの世代にも伝わっていくと、徐々に市政に自然に興味を持ち、5年後、10年後と、より良い街を形成していくのではないのでしょうか。

(意見17) 30

市民または必要に応じ、それ以外の方が参加ができ、自由に意見を述べられる場を提供することが必要と思われます。これらの人の中には、意見があっても、そのチャンスに恵まれない場合があると思われます。

また、それらの雰囲気をつくることが必要と思われます。それには、多くの市民の目に触れる様な公開の方法を考えてはいかがでしょうか。これらのことにより市民参加条例の検討につながる事となると思われます。

(意見18) 25

市民参加のアンケート調査では、「市民参加をしたことがない」が90%(693人)。「したことがない」の理由のもっとも多い回答は「実施したことを知らなかった」が455人(65.6%)で情報不足等をあげています。

市民は「市民参加」に関心がないと放置しておいていいのでしょうか。情報発信の再検討が大きな課題となります。

(市の考え方)

市では、これまで、市民参加の方法を実施する際、広報紙やパンフレットに加え、市ホームページや広報掲示板、デジタルサイネージなど、様々な広報媒体を活用した広報を実施してまいりましたが、アンケート調査結果のとおり、参加したことがない理由として「市民参加を実施していたことを知らなかった」を挙げた方が非常に多く、これまでの広報手法だけでは周知が不十分であったと認識しておいます。

こうした現状を踏まえ、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、改善施策のはじめに「市民参加の情報発信」を掲げ、取組みの柱の一つとして「市民参加条例の周知啓発」を位置づけ、いただいたご意見も含め、多様な媒体を組み合わせた情報発信を強化することで、市民参加条例を知っていただくとともに、より多くの市民参加の機会の提供に努めてまいります。

(意見19) 19

ホームページは、市民参加条例に関心のある人は、閲覧するでしょうが、関心の高くない人が、市民参加のホームページを閲覧するでしょうか。きっかけがあれば別ですが。

さらに、外部の新聞等でこの条例に関することが「取り上げたことがあったか」と振り返ると疑問です。

市民参加については、このような状況ですから、市が実施したアンケート調査の結果「知っている」が20%にも満たないのは妥当な結果と思います。

(意見20) 26

茅ヶ崎市のホームページのトップには「市民参加カレンダー」があります。これをチェックすれば、意見交換会やパブッリクコメントなど市民参加の情報が得られます。しかし、自治基本条例を「知った」のは「ホームページ」はわずか23人(12%)です。ホームページを利用しない人たちには情報不足となっていました。こうしたことを改善しないと「市民参加カレンダー」は有用な情報となりません。

茅ヶ崎市のホームページには、市政に関する情報が大体あるはずですが、ホームページの役割を市民に普及し、その中に「市民参加」の情報もあることを市民に知ってもらう努力が必要となります。

(意見21) 32

条例自体を知っていただくという事を目標にされていますが、条例はあくまで硬い文章であり、もっと柔らかく、意見を提出することを難しく思わせないようにしてはいかがでしょうか。例えば、カラーを用いたイラスト付きのパンフレットなどを作成する場合は、一番後ろに条例の本文一覧を掲載したページを載せ、その他は柔らかいテイストで構成し、「市内各地区において、まちぢから協議会等で地域の活動に携わる方々」のみならず、様々な施設、SNS、ホームページ、広報紙などに掲載していくとよいのではないのでしょうか。地域に深く携わる人だけではなく、幅広い視点が求められてもよいのではないのでしょうか。

そのためには、HPレイアウトを変えてみたり、新たに市政関係のTwitterアカウントを作成などがあると思います。とにかくパッと目に付くところに市民参加のきっかけを促進するようなものがあればよいのではないのでしょうか。

(市の考え方)

市では、市民の皆さまに市民参加を身近なものとして捉えていただけるよう、市広報紙等の紙媒体による情報発信だけでなく、市ホームページのトップページに市民参加の機会をまとめて掲載する「市民参加カレンダー」の見出しを設定し、市民参加の機会の周知を図ってきました。

幅広い世代の皆さまに市民参加をしていただくためには、ホームページやソーシャルメディア、広報紙など、世代ごとの情報収集手段を捉えた最適な媒体を組み合わせながら、情報発信していくことが重要であると考えております。

そこで、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、改善施策のはじめに「市民参加の情報発信」を掲げ、取組みの柱の一つとして「市民参加条例の周知啓発」を位置づけ、市民参加条例を知っていただくことに努めます。また、SNSやミニコミ誌等の活用も含めた様々な手法を検討し、多様な媒体を組み合わせた情報発信を強化し、市民参加の機会の提供に取り組んでまいります。

(意見22) 21

市民参加条例を市民に知ってもらうために、パンフレットやホームページなどの情報提供だけでなく、市役所全体の職員で直接市民に説明していくことです。

説明をするといってもこのために説明会を開くということを想定していません。市役所役の各課等では、様々な集会やイベント等を開き、市民との接触する機会を持っています。この機会を利用してこの条例の周知を図ってはどうかということです。市役所各課等がこうした積極的な働きかけによって、この条例への認知度のアップが期待できます。市民への認知度アップを担当課だけの業務では自ずと限界があります。

(市の考え方)

今回の検証に伴い実施した、市民参加に関する職員アンケートの結果、市民参加に関する職員の意識向上が喫緊の課題であることから、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、改善施策に「市民参加に関する職員意識の向上」を掲げ、「市民参加マニュアルの策定」、「職員研修の実施」を取り組みとして位置づけ、いただいたご意見を目指し、職員の意識の更なる向上を図ってまいります。

■ 3 市民参加に関する職員意識の向上に関する意見

(意見23) 10

市民参加に関する職員の認知度アンケート調査結果では、市民参加条例について知らない職員がいる。意識して携わっていない職員もいる。この結果をどう評価・総括し、今後に反映するのか。

(意見24) 34

市民参加条例を知っていても、内容が理解できなければ意味がない。市民参加の推進のための職員研修ですが、もう少し回数を多くしてほしい。とくに、上司となる職員の理解が深まれば部下に研修することもできるし、広がると思います。

(市の考え方)

市民参加条例に係る研修につきましては、市職員に求められる役割等について各職場において条例の理念を理解し日々の業務遂行に活かすことを目的に、毎年実施しております。

研修の実施にあたっては、実務のリーダーとして新たに監督職となった者や、これまでに市民参加条例の研修に参加した頻度が少ない職員を対象とするとともに、研修内容の所属への周知を呼びかけるなど、より多くの職員に浸透するよう工夫しながら実施しております。

また、新採用職員研修においても、入庁時から市民参加に関する意識の確立が図られるよう、市民参加をテーマ設定し、研修を実施しているところです。

職員研修につきましては、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、改善施策に「市民参加に関する職員意識の向上」を掲げ、取り組みの一つとして「職員研修の実施」を位置づけ、実施回数や内容を含めて効果的に実施してまいります。

■ 4 市民参加の方法の運用の充実に関する意見

(意見25) 35

いろいろとパブリックコメントを実施していますが、意見募集する前に、内容的なものが決まっているように感じます。庁内では形式的にパブリックコメントをしているように市民としては感じてしまいます。

(市の考え方)

パブリックコメント手続については、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な機会であると認識しております。

そこで、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、「改善施策3 市民参加の方法の運用の充実」の取組みの柱の一つとして「パブリックコメント手続の運用の適正化」を位置づけ、パブリックコメント手続の実施のタイミングやいただいたご意見の取り扱い等についてマニュアルを作成し、運用の適正化に取り組んでまいります。

(意見26) 26

市では、附属機関（審議会）は、地方自治法（第138条の4）上、主に、調定、審査、諮問、調査を目的に設置するものであるほか、委員へ任命されると非常勤で特別職の公務員として市長から委嘱されることや、専門的見地に立った意見を求められる附属機関が多いことなどから、附属機関（審議会）の会議自体を市民参加として位置付けず、公募の市民委員を選任することについてのみを市民参加として位置づけています。

一方で、審議会は、最終意思決定機関でないことに加え、公募の市民委員以外にも、事業者や地域の代表など、市民で構成されていることが多いことなどから、審議会自体を市民参加方法とすることが妥当であるという意見があります。

市がこれまで頑なに「審議会は市民参加でない」と言っていましたが、素案にあるもう一方の意見「審議会は、最終意思決定機関でないことに加え、公募の市民委員以外にも、事業者や地域の代表など、市民で構成されていることが多いことなどから、審議会自体を市民参加方法とすることが妥当である」ということで結論をだすべきです。

従来からの「公募の市民委員を選任することについてのみを市民参加として位置づける」は、なにをもって「この市民の参加を市民参加」というか明確ではありません。審議会が市民参加でないというなら、公募の市民も市民参加でない」という言うべきです。

しかし、やはりどうみても審議会は市民参加です。

(市の考え方)

市民参加における審議会の位置づけにつきましては、市民参加条例第8条第6号の規定の他、審議会そのものを市民参加の方法としている事例があることも認識しております。

そこで、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、「改善施策3 市民参加の方法の運用の充実」の取組みの柱の一つとして「市民参加における審議会の位置づけの検討」を位置づけ、事例を研究するとともに、市民の皆さまや有識者との意見交換を行いながら、市民参加における審議会の位置づけについて整理してまいります。

(意見27) 27

各審議会ですが、公募市民を増やしてほしいです。傍聴すると、審議委員として発言できる委員が少ないです。委員になる前に小論文をだしているのであれば内容だけでも知りたいです。何度か委員を経験をすると、学識経験者と位置付けると聞いたことがありますが、そのようなあいまいなことがないようにしてほしい。

審議委員会はどのような位置にあるのでしょうか。

(市の考え方)

審議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に定められる特別職の公務員です。

市では、審議会等を設置しようとするときには、その設置目的や趣旨を踏まえた上で、茅ヶ崎市市民参加条例第13条の規定に則り、市民を公募委員として選任しています。市民委員の選任にあたっては、応募時に特定のテーマについてお考えを述べていただくなどして、適切な委員の選定に努めているところです。しかしながら、審議会等において専門性の高い議論になったときなどには、公募委員の方が意見を述べにくい状況になることも認識しています。そのため、活発な議論につながるようサポートをしております。

なお、公募委員の中には、高度な専門的知識をお持ちの方もいらっしゃいますが、経験回数のみをもって「学識経験者」とすることは行っておりません。

(意見28) 27

市民参加条例の「政策提案」も知られていないようです。

約3年の間に10件(取下げ2件)提案されています。この提案件数は少ないと思います。市民に知られていないのかなと思われる。

ホームページを閲覧すれば、内容が分かり、少しは増えていいはず。そのきっかけがこれまでなかったように思われます。

情報提供や「3. 市民に直接説明をする」のようなことで市民への働きかけがあればもう少し増えるはず。

(市の考え方)

市民参加の方法の一つとして、市民参加条例第8条第5号に規定した「政策提案手続」につきましては、件数の拡大が課題であると認識しています。

そこで、「第3章 課題解決に向けた改善施策」において、「改善施策3 市民参加の方法の運用の充実」の取組みの柱の一つとして「政策提案手続のPR」を位置づけ、多くの市民の皆さまに、市ホームページをはじめ、多様な媒体を用いて情報発信するとともに、これまでの提案内容や検討結果を広く公表するなど、政策提案手続を活用した提案が増加するよう、周知活動を実施してまいります。

■5 パブリックコメント手続の実施方法に関する意見

(意見29) 28

当パブリックコメントの説明会は、実施しないのですか。市議会でも市より実施する回答があったと思います。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証(素案)」の作成にあたりましては、13頁の「第2章 条例に基づく施行状況の検証」に記載のとおり、アンケートやヒアリング、意見交換会、今回のパブリックコメント手続等、様々な市民参加の方法を組み合わせ実施し、市民の皆さまに幅広く当検証の趣旨等を説明するとともに、多くのご意見を聴取するよう努めました。

(意見30) 29

当パブリックコメントの資料概略版は作らないのですか。

(市の考え方)

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証(素案)」については、これまでの市民参加の実績、施行状況の検証、それらを踏まえた改善施策の3章構成となっており、ペー

ジ数を勘案したうえで、その全てをご覧いただき、ご意見を頂くことが出来るよう、概要版を作成することなく、パブリックコメントを実施いたしました。

(意見31)

11月から1月にかけてパブリックコメント8件、年末年始に集中しており、これではパブリックコメントの意味、市民参加の意味がなくなるのではと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

■6 その他の意見（5件）